

仙北市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 29 年 5 月 16 日
仙北市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(6) 名称：国家戦略特別区域旅行業務取扱管理者確保事業

内容：旅行業法施行規則の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

農家民宿を営む事業者等による、地域固有の資源を活かした「着地型旅行商品」の企画・提供を促進するため、仙北市において、地域の実情に即した旅行業務取扱管理者試験を実施する。【平成 29 年 9 月を目途に実施】